

議案第33号 説明資料

幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例				改 正 条 例			
○幕別町都市公園等条例				○幕別町都市公園等条例			
(昭和52年 3 月25日 条例第20号)				(昭和52年 3 月25日 条例第20号)			
第 1 条～第 1 条の 4 略				第 1 条～第 1 条の 4 略			
(公園施設の設置基準)				(公園施設の設置基準)			
第 1 条の 5 略				第 1 条の 5 略			
2 ～ 5 略				2 ～ 5 略			
				6 政令第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、100分の50とする。			
第 2 条～第20条 略				第 2 条～第20条 略			
別表第 1 及び別表第 2 略				別表第 1 及び別表第 2 略			
別表第 3 (第 9 条関係)				別表第 3 (第 9 条関係)			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
公園施設を設置する場合		その都度町長が定める。		公園施設を設置する場合		その都度町長が定める。	
公園施設を管理する場合				公園施設を管理する場合			
電柱等	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	310円	電柱等	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	300円

現 行 条 例					改 正 条 例				
		第2種電柱		480円			第2種電柱		470円
		第3種電柱		650円			第3種電柱		630円
		第1種電話柱		280円			第1種電話柱		270円
		第2種電話柱		450円			第2種電話柱		440円
		第3種電話柱		620円			第3種電話柱		600円
		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに	3円			共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに	3円
		地下に設ける電線その他の線類	つき1年	2円			地下に設ける電線その他の線類	つき1年	2円
		地上に設ける変圧器	1個につき1年	270円			地上に設ける変圧器	1個につき1年	270円
		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	170円			地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	160円
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	560円			変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	540円
			PHS無線基地局	168円				工作物等に添架する携帯電話等の小型の無線基地局	162円
	地下埋設物等	外径0.07メートル未満のもの	長さ1メートルに	12円		地下埋設物等	外径0.07メートル未満のもの	長さ1メートルに	11円
		外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	つき1年	17円			外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	つき1年	16円
		外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		25円			外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		24円
		外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		34円			外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		33円
		外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		50円			外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		49円

現 行 条 例				改 正 条 例					
		外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		67円			外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		65円
		外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		120円			外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		110円
		外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		170円			外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		160円
		外径1メートル以上のもの		340円			外径1メートル以上のもの		330円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	240円	郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	230円		
露店その他これに類するものの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	8円	露店その他これに類するものの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	7円		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	76円		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	67円		
集会、展示会、興行等	行為のための占有	占用面積1平方メートルにつき1日	8円	集会、展示会、興行等	行為のための占有	占用面積1平方メートルにつき1日	7円		
	仮設工作物	占用面積1平方メートルにつき1月	76円		仮設工作物	占用面積1平方メートルにつき1月	67円		
標識		1本につき1年	450円	標識		1本につき1年	440円		
工事用施設及び工事用材料置場		占用面積1平方メートルにつき1月	76円	工事用施設及び工事用材料置場		占用面積1平方メートルにつき1月	67円		
その他の行為又は工作物及び施設		その都度町長が定める。		その他の行為又は工作物及び施設		その都度町長が定める。			
備考				備考					
1～3 略				1～3 略					
4 占用面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル				4 占用面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メ					

現 行 条 例	改 正 条 例
<u>若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。</u> 5及び6 略	<u>一メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</u> 5及び6 略